

野焼きは原則禁止です!!

家庭ごみを簡単な焼却炉やドラム缶などで燃やしたり、地面に穴を掘って燃やすなどの野焼きは法律で原則禁止されています。

プラスチック類(合成繊維・ビニール)などを燃やすと、ダイオキシンの発生、煙や悪臭など近所の方の迷惑にもなります。

必ず、市町のごみ収集に分別して排出してください。

また、例外とされる野焼きの行為でも

- ・ 洗濯物に臭いがつく
- ・ 部屋の中が臭くなる
- ・ 体調が悪くなる

など、トラブルの原因にもなりますので注意してください。

※ 違反した者は

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に課せられることがあります。

◎屋外焼却の例外とされる主なもの

- ・ 国や地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要なもの
 - ・ 震災や火災など、災害の予防、応急対策や復旧のために必要なとき
 - ・ 風俗慣習上や宗教上の行事を行うために必要なもの
 - ・ 農林漁業などを営むための害虫対策など、やむを得ない場合の焼却
- ※ 例外となっているものについても、むやみに焼却してよいというわけではありません。

風向きなど安全を確認の上、消防署へ届け出をしましょう。

※ 付近に燃えやすい物がある場所などで消火用具等を用意しないで不用意に燃やすと軽犯罪法違反になります。

※ やむを得ず野焼きを行う場合は、周囲に声を掛けるなど近所とのトラブルを避けるようにしてください。

